

令和元年 10 月 18 日
研究科長決裁

(趣旨)

第 1 条 この内規は、広島大学大学院国際協力研究科運営内規(平成 16 年 4 月 1 日研究科長決裁)第 13 条第 2 項の規定に基づき、広島大学大学院国際協力研究科研究倫理審査委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 広島大学大学院国際協力研究科における人間を直接対象とする研究の計画及び適正な実施に関する審査

(2) その他委員会が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者で組織する。

(1) 各専攻が、それぞれの教授のうちから推薦する者 1 人

(2) 各専攻が、それぞれの准教授又は講師のうちから推薦する者 1 人

(3) 委員会が必要と認めた者若干人

2 委員は、研究科長が任命又は委嘱する。

(会議)

第 4 条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、前条第 1 項第 1 号の委員のうちから委員が互選し、研究科長が任命する。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。

第 5 条 委員会は、必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

2 委員会は、審査の判定を行うときは、出席委員の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

3 委員は、本人が申請した研究実施計画の審査に加わることはできない。

(事務)

第 6 条 委員会の事務は、国際協力研究科支援室において処理する。

(雑則)

第 7 条 第 2 条第 1 号に規定する研究倫理の審査に関し必要な事項は、別に定める。

2 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この内規は、令和元年10月18日から施行する。